

令和元年6月24日現在

機関番号：34414

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04233

研究課題名(和文)内集団・外集団によるインフォーマル重層的里親養育支援地域ネットワークに関する研究

研究課題名(英文) Study on informal multi-layered foster parenting support area network by in-group and out-group

研究代表者

井上 寿美 (INOUE, HISAMI)

大阪大谷大学・教育学部・准教授

研究者番号：40412126

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：里親の養育不調を回避するために(1)里親が社会的養護児童の公的養育者であると自覚でき、その養育が複数の養育者により担われていると認識できる「内集団」、(2)里親委託児の育ち支援となるレスパイトを可能とする「外集団」を明らかにした。(1)は、施設の里親担当職員と児童相談所の里親担当職員の役割分担と連携、乳児院の里親担当職員と児童養護施設の里親担当職員の役割分担と連携、施設の里親担当職員と里親の役割分担と連携により形成されていた。(2)については、施設の里親担当職員が施設で開催する「委託児サロン」が、委託児の育ち支援と里親のレスパイトを同時に可能とする「外集団」機能を担えることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

里親、施設の里親担当職員、児童相談所の里親担当職員という三者の関係には地域性と歴史性がある。「新しい社会的養育ビジョン」では里親制度の抜本的改革が打ち出され、社会福祉法人や民間機関委託の里親支援についても議論されているが、里親支援をどのような機関で担うことになっても、地域による個別性を無視し、全国一律に実施されるような里親支援は功を奏せず、混乱や困惑を生むであろう。また里親養育支援では、里親を支援の対象とするのではなく、里親支援の担当者と対等なパートナーシップを築くことが重要である。このような関係構築により、レスパイトの利用も促進され、里親養育の不調を回復することにつながると考えられる。

研究成果の概要(英文)：In order to avoid foster care failure of foster parents, we clarified (1) "In-group" for which foster parents recognize themselves as public child rearers of children who are socially cared for, and for which it can be recognized that the nursing is handled by multiple caregivers and (2) "Out-group" that enables respite care to support the raising of foster children by foster parents. (1) was formed by role assignment and cooperation of staff at child consultation centers responsible for foster parents, and staff of infant homes responsible for foster parents and staff of orphanages responsible for foster parents and foster parents. Regarding (2), it was found that the "child entrustment salons" held by the staff at facilities responsible for foster parents take on the "out-group" function, which simultaneously enables support child growth and respite care of foster parents.

研究分野：保育学

キーワード：里親 里親委託児 里親支援専門相談員 児童相談所 パートナーシップ 役割分担 連携 支援

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 里親委託継続の困難さが指摘されていた

「社会的養護の課題と将来像」(2011)において、これからの社会的養護は家庭的養護の促進を基本的方向とし、里親委託を優先して検討すべきであると示された。しかし養育の不調による里親委託継続の難しさは従前から指摘されており、「里親委託ガイドライン」でも養育の不調とその支援について言及されていた。専門里親の約半数が委託解除の経験を有しているという調査結果も報告されていた。「児童虐待時代の社会的養護」では、培ってきた里親経験をもってしても乗り切れない状況が起こっていると認識されていた。

(2) 里親養育支援の資源を活用できる里親意識の醸成が必要であった

里親の養育支援は、里親サロンによるピアサポート、児童相談所の児童福祉司や児童養護施設・乳児院に配置された里親支援専門相談員等による専門的サポートによって行われてきたが、里親がこのような養育支援の資源活用に抵抗感を抱くことも指摘されていた。里親の孤立化・閉鎖化を防ぎ、里親養育の安定継続を可能とするには、多様な養育支援の資源が存在することと同時に、それらの資源活用を是とする里親意識の醸成が喫緊の課題であると考えられた。

2. 研究の目的

里親養育の孤立化・閉鎖化による「養育の不調」を回避するために、里親に養育支援の資源活用を是とする意識が醸成される、インフォーマルな重層的里親養育支援地域ネットワークのモデルを明らかにすることを目的とした。具体的には、里親家庭を「面」で支える次の2つの養育支援地域ネットワークに注目した。

- (1) 里親が社会的養護児童の公的養育者であると自覚でき、その養育が複数の養育者により担われていると認識できるような「内集団」となる地域の養育支援ネットワーク
- (2) 里親委託児の育ち支援となるレスパイト・ケアを可能とするような「外集団」となる地域の養育支援ネットワーク

3. 研究の方法

A県の里親支援を事例としてとりあげ、里親、施設の里親担当職員への半構造化インタビューを中心に調査を実施した。インタビュー調査以外には、里親大会や里親交流会の参与観察を実施した。A県を事例にしたのは、施設職員と里親の交流や連携が良好に行われており、かつ、東日本大震災以降、震災によって誕生した沿岸部の親族里親への施設の里親担当職員によるの支援や、内陸部の里親会による沿岸部の里親会支援など特徴的なとりくみが見られたことによる。

インタビューはICレコーダーに録音し、後に逐語録を作成した。施設の里親担当職員へのインタビュー調査の概要は表1、里親へのインタビュー調査の概要は表2のとおりである。なお、インタビュー調査実施時は、A県内すべての施設に里親支援専門相談員が配置されていなかったため(2018年度からすべての施設に配置)、里親支援に関わっている、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員である施設職員を「施設の里親担当職員」とした。

インタビュー資料の分析は、逐語録の中から施設の里親担当職員、児童相談所の里親担当職員、里親という三者の関係性にかかわるセグメントを切り出し、それにコードを付し、カテゴリー化を行った。

4. 研究成果

- (1) 里親が社会的養護児童の公的養育者であると自覚でき、その養育が複数の養育者により担われていると認識できるような「内集団」となる地域の養育支援ネットワーク

「里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)」は、専門里親制度や親族里親制度の創設と同時に2002(平成14)年に導入された。2014(平成26)年に全国里親会によって実施されたレスパイト・ケア(以下「レスパイト」)利用に対するアンケート調査によれば、32.8%

表1 施設の里親担当職員へのインタビュー調査の概要

施設名	調査協力者	インタビュー形態	調査日	調査場所	調査時間
B	里親支援専門相談員 里親支援担当職員	グループ	2017年8月21日	B施設	1時間50分
C	里親支援専門相談員	個人	2017年8月22日	C施設	1時間39分
D	家庭支援専門相談員(2人) 施設長	グループ	2017年8月22日	D施設	44分
E	里親支援専門相談員 施設長	グループ	2017年8月23日	E施設	1時間8分
F	里親支援専門相談員 施設長	グループ	2017年8月23日	F施設	1時間7分
G	家庭支援専門相談員 施設長	グループ	2017年8月24日	G施設	52分
H	家庭支援専門相談員	個人	2018年2月19日	H施設	1時間13分
I	里親支援専門相談員(2人)	グループ	2018年2月20日	I施設	1時間7分

表2 里親へのインタビュー調査の概要

	専門里親	インタビュー形態	調査日	調査場所	調査時間
J	専門里親	個人	2017年2月10日	ホテル会議室	1時間29分
K・L	専門里親	グループ	2017年2月10日	ホテルラウンジ	1時間40分
M・N	専門里親	グループ	2019年2月8日	M・N自宅	1時間36分

の里親が、制度が使いにくいと回答していた。またレスパイトが、里親にやむを得ない事情がある場合を除き利用されていない実態も指摘されていた。

ところがA県における里親インタビューでは、里母が不在となるため、思春期の里親委託児（女兒）と里父が2人だけになるのを避けるためにレスパイトを利用した経験が語られた。上記で言及されているレスパイト利用実態からすれば、そもそもこのような状況は「やむを得ない事情」にあてはまらないであろう。それゆえ、このような事情でレスパイト利用を選択できたということは、当該里親にとってレスパイト利用のハードルがそれほど高くなかった、あるいは里親に公的養育者としての自覚があったと考えられる。またこのレスパイトは、児童相談所を介した上で別の里親家庭を利用して実施されている。つまり、「養育が複数の養育者により担われていると認識できるような『内集団』」が機能した事例と位置づけられるであろう。

施設の里親担当職員のインタビューから、このような内集団は、その構成員である施設の里親担当職員、児童相談所の里親担当職員、里親という三者の次のような関係によって構築されていることが明らかになった。

施設の里親担当職員と児童相談所の里親担当職員の役割分担と連携

里親が、児童相談所の里親担当職員に対して、直接、伝えたり質問したりすることを躊躇しているような場合、施設の里親担当職員が両者の間に入り、里親の思いを児童相談所の里親担当職員に代弁している。施設の里親担当職員が里親と児童相談所との「緩衝材」の役割を果たしている。

乳児院の里親担当職員と児童養護施設の里親担当職員の役割分担と連携

里親サロンは乳児院で開催されているが、学齢期の子どもに関する相談があった場合、同年齢児の養育経験をもつ方が、具体的かつ実践的な情報提供や援助ができるため、乳児院で開催されている里親サロンに児童養護施設の里親担当職員も参加する。同様の理由から、委託児の成長に伴い、乳児院の里親担当職員と施設の里親担当職員間で担当の引き継ぎが行われている。

施設の里親担当職員と里親の役割分担と連携

児童養護施設の里親担当職員が、施設養護のために里親の存在は不可欠であると認識している。また、児童相談所の里親担当職員と施設の里親担当職員が集う会議に、テーマによっては里親会に参加要請を行い、里親養育の現場から学ぶ、あるいは里親に相談する機会を設ける。里親支援と言われるが、施設の里親担当職員が里親を一方向的に支援するというような関係ではなく、実際には施設と里親は一緒に悩み、一緒に考えながら社会的養護の子どもを育てる「社会的養護のパートナー」であると認識されている。

(2) 里親委託児の育ち支援となるレスパイト・ケアを可能とするような「外集団」となる地域の養育支援ネットワーク

研究開始当初は、里親委託児にとっての「外集団」を、社会的養護の枠外に想定していた。しかし里親インタビューを通して、社会的養護の枠外で委託児の外泊を認めることは、里親としての責任上きわめて困難であるため、レスパイト利用における委託児の行き先は施設や他の里親に限定せざるを得ないことがわかった。また現状では、里親委託児の「内集団」は、里親家庭を中心とする暮らしを通して形成されており、里親委託児のみでつながることは希薄であることから、里親委託児の集まりが「外集団」の機能を担えることが示唆された。このことから、施設の里親担当職員によって乳児院や児童養護施設で開催される「委託児サロン」が、社会的養護の枠内における、里親委託児の育ち支援となり、かつ里親のレスパイト・ケアを可能にする「外集団」の機能を担うことが可能であると考えられる。

また施設の里親担当職員のインタビューによれば、A県では里親宅への訪問は児童相談所の里親担当職員と施設の里親担当職員との同行訪問となっており、訪問時に、児童相談所の里親担当職員が里親支援を中心に行っているのに対し、施設の里親担当職員は委託児支援を中心として行っていた。このように役割分担がなされることにより、施設の里親担当職員が委託児の代弁者としての役割を果たしている事例もあった。このことから、施設の里親担当職員による委託児サロンは、たんなる子育て支援に留まらず、第三者性という点からは課題が残されているものの、委託児の権利擁護を担える可能性があると言える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

井上寿美・笹倉千佳弘(2019)「乳児院・児童養護施設の里親担当職員による里親支援の特徴 施設職員と里親との関係が構築されているA県を事例として」『大阪大谷大学紀要』53, 71-84, 査読無。

<http://id.nii.ac.jp/1200/00000281/>

井上寿美・笹倉千佳弘(2018)「児童養護施設における里親支援の実態 - 児童養護施設里親支援担当職員の語りをとおして - 」『大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター

紀要』8, 1-24, 査読無.

<http://id.nii.ac.jp/1200/00000235/>

笹倉千佳弘・井上寿美(2018)「エピソードを用いた社会福祉研究の可能性と課題 - 地域養護活動をめぐる研究の検討をとおして - 」『就実論叢』(就実大学・就実短期大学)47, 111 - 122, 査読有.

<http://id.nii.ac.jp/1642/00000337/>

井上寿美・笹倉千佳弘(2018)「児童期に性的虐待を受けた女性サバイバ - の語りに見る自己回復力 『出来事』を『筋立てる行為』に注目して 」『教育研究』(大阪大谷大学教育学部)43, 1 - 11, 査読無.

<http://id.nii.ac.jp/1200/00000224/>

井上寿美・笹倉千佳弘(2017)「旧・沢内村住民の行動様式の観点からとらえた地域養護活動が可能である地域社会の質 里親レスパイト・ケアとしての里子ホ - ムスティの実現にむけて 」『大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要』7, 1 - 16, 査読無.

井上寿美・笹倉千佳弘(2017)「児童期に性的虐待を受けた女性サバイバーの自己回復に関するライフストーリー(1) 非加害親である母親以外の人との関係を中心にして 」『大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要』7, 17-41, 査読無.

井上寿美・笹倉千佳弘(2017)「児童養護施設退所後の自立困難軽減に向けた地域養護活動の可能性 - 旧・沢内村(現・西和賀町)における取りくみを事例として - 」『大阪大谷大学紀要』51, 129-148, 査読無.

<http://id.nii.ac.jp/1200/00000151/>

〔その他刊行物〕

井上寿美(2018)「第4節 里親委託の子どもの権利擁護」「第7節 特定妊婦の権利擁護」『厚生労働省公募調査研究事業平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業研究課題9「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書』公益社団法人子ども情報研究センター, 168-171, 176-179, 査読無.

〔学会発表〕(計7件)

井上寿美・笹倉千佳弘(2018)「性的虐待を受けた女性サバイバーと非加害親である母との関係 子育てにおける実親役割認識の変遷を通して 」日本子ども虐待防止学会第24回学術集会おかやま大会.

井上寿美・笹倉千佳弘(2018)「乳児院・児童養護施設の里親担当職員による支援の実態 施設職員と里親との関係が構築されているA県を事例として 」日本社会福祉学会第66回秋季大会.

井上寿美(2018)「子育てにおける実親の自己責任論について考える」(自主シンポジウム)日本保育学会第71回大会. 笹倉千佳弘(話題提供者)

井上寿美・笹倉千佳弘(2017)「児童期に性的虐待を受けた女性サバイバーの語りに見る自己回復力 語りにおける『出来事』を『筋立てる行為』に注目して 」日本社会福祉学会第65回秋季大会.

笹倉千佳弘・井上寿美(2017)「エピソードを用いた社会福祉研究の可能性と課題 地域養護活動に参加した子どもの姿に注目して 」(共同)日本社会福祉学会第65回秋季大会特別課題セッション.

井上寿美・笹倉千佳弘(2016)「児童養護施設退所後の自立困難軽減に向けた地域養護活動の可能性 - 旧・沢内村(現・西和賀町)における取りくみを事例として - 」日本社会福祉学会第64回秋季大会.

井上寿美・笹倉千佳弘(2016)「社会的養護児童の子育ち・子育てを支援可能とする地域社会の質 - 旧沢内村(現 西和賀町)を事例として 」日本保育学会第69回大会.

〔図書〕(計1件)

井上寿美・笹倉千佳弘(2017)『虐待ゼロのまちの地域養護活動 - 施設で暮らす子どもの「子育ての社会化」と旧沢内村 - 』生活書院, 141頁.

〔その他〕(計1件)

井上寿美・笹倉千佳弘(2018)「各施設里親支援担当職員からの聞き取り調査結果報告会」(科研報告会)於:岩手県福祉総合相談センター

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名: 笹倉 千佳弘

ローマ字氏名：SASAKURA CHIKAHIRO

所属研究機関名：滋賀短期大学

部局名：その他

職名：教授

研究者番号(8桁): 60455045